

島根県立松江ろう学校部活動に係る活動方針

1. 本校の部活動の目的について

学校の教育活動の一環として、生徒が主体的に活動し、豊かでたくましい心身を育むとともに、社会性を高めることを目的とする。

2. 部活動の体制等について

(1) 部活動参加対象者

中学部及び高等部生徒とする。

(2) 設置部

陸上部、卓球部

(3) 部の構成

各部には、所属生徒から部長、副部長を置き、顧問は教員があたる。

(4) 活動時間・休養日等

①活動時間 ・学期中 平日 1 時間 30 分程度 (15:50-17:20、金 17:10 まで)

・週休日等 3 時間程度 (8:30-11:30)

②休養日 ・週当たり 2 日以上とする。(平日に 1 日以上、土日に 1 日以上)

※ただし、休業日に大会等で休養日を設けずに活動した場合は、大会後に休養日を振り替える。

③その他 ・定期試験の 1 週間前から原則として活動休止とする。

・長期休業中の休養日は、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、休養期間(オフシーズン)を設ける。

(5) 大会等の参加について

①全聾体連・中ろう体連・高体連・中体連主催、共催、後援の大会

②各種目の競技協会主催の大会

③その他の大会及び練習試合等については校長が許可したもの

3. 部活動運営について

(1) 部活動への所属

①部活動は、生徒の希望を最優先して所属部を決定する。

②新入生に対して部活動見学及び体験入部を実施する。ただし、本校中学部より高等部へ進学した生徒に関しては、この限りではない。所属する部活動は、見学・体験後(4月末日前後)に「入部希望調査」を行い決定する。

③生徒の所属する部活動の変更については、生徒、保護者、担任、部顧問、学部主事等の十分な話し合いの上、変更を認める場合がある。

④所属の部活動の参加について特別の事情がある場合は、生徒、保護者からの申し出により、部顧問、担任、学部主事等と話し合いの上、参加日等を調整することができる。

(2) 部活動の指導と安全管理について

- ①部活動の指導は、部活動顧問の他、部活動における地域指導者等が共に指導にあたる場合もある。
- ②安全管理においては、次のことを生徒及び部活動顧問は徹底する。

〔生徒〕・自分自身の健康管理を行う

- ・事故の未然防止のために所属部で示されたルールを守る

〔顧問〕・生徒の健康管理の把握を行う

- ・事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う
- ・部活動や大会参加時等の危機管理体制を整える
- ・人権意識をもち指導にあたる

(3) 部活動の計画について

- ①年度当初に、年間計画（部活動実施日、大会の参加、必要経費等）を、生徒、保護者に示す。
計画の変更等は、その都度知らせる。
- ②月ごとの「部活動実施計画表」を、各部より生徒、保護者に示す。

4. 保護者との連携

- 部活動計画を明確にし、保護者の協力のもと部活動を実施する。